エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用
粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備
診療機器）廃止届

年　　月　　日

　　　神奈川県　　　保健福祉事務所長　殿

管理者　住　　所

氏　　名

電　　話（　）　―

　　エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）を廃止したので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　院・診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 　　電話（　）　　― |
| 射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放廃止したエックス線装置・診療用高エネルギー放 | 製作者名 |  |
| 型式、台数及び用途 |  |
| 廃止時における放射性同位元素の数量(Bq) |  |
| 廃止の理由 |  |
| 廃止後の処分方法 |  |
| 廃止年月日 |  |
| 廃止後のエックス線診療室（診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）使用室）の用途 |  |